

令和8年度「中央線あるあるプロジェクト」
にぎわい・商機創出事業 業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「中央線あるあるプロジェクト（以下「あるあるプロジェクト」という。）」では、「なみじゃない、杉並！」をキャッチフレーズに、杉並区内JR4駅周辺（高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪）の魅力を積極的に発信することで、区内外からの来街者の誘致を図り、街の「にぎわい・商機」の創出につなげる活動を展開しています。

今後、情報発信のさらなる魅力向上や、中央線沿線の他自治体との差別化を一層進める必要があることに加えて、実施事業を観光誘客や区内消費の拡大へより明確に結びつけていくため、指標設定やターゲットの明確化を洗練させていくことが重要となっています。

こうしたことから、定量的に検証可能な成果指標（KPI）を設定した上で、課題解決に向けた効果的な情報発信やプロモーション活動の実施を考えています。そこで本プロポーザルにより、課題分析、成果指標の設計、効果的な情報発信、イベントの実施を一体的に行う企画を募集し、企画立案力、情報発信力、実行力に優れた事業者を選定します。

2 業務の概要

(1) 業務名

「中央線あるあるプロジェクト」にぎわい・商機創出事業 業務委託

(2) 業務内容

①杉並区内 JR4 駅周辺が抱える課題の抽出及び成果指標の設定

- ・区内 JR4 駅周辺の現状分析や各種データに基づき、改善により最も効果が期待できる課題を設定すること。
- ・設定した課題に対する適切な成果指標を設定すること。

②街のにぎわい・商機の創出につながるプロモーション活動（イベント等）の開催

- ・区内 JR4 駅周辺における街の特性を踏まえ、個店、商店街、文化や歴史、既存イベント等の地域資源を効果的に活用すること。
- ・区内 JR4 駅周辺へ実際の来訪や再来訪を促す取組とすること。
- ・掲載期間が限定される WEB 等のタイアップ企画の場合は、概ね1年以上活用できる観光ガイドブックや動画等デジタルコンテンツの制作等をあわせて提案すること。
- ・動画を制作する場合は、制作した動画をインターネット上に配信し、履行期間までの再生回数等の集計・分析を含む一連の作業を業務の対象とすること。

〈参考〉期待する提案について、次のとおり例示する。

(例①) 地域の魅力を気軽に体験できる機会を創出し、多様な交流・体験コンテンツの拡充を図る。

成果指標は〇〇・〇〇とし、来街者の滞在に対する満足度を測定する。

(例②) 地域事業者やクリエイターの参画を促し、経済的な波及効果を把握できる仕組みを備えたイベントの実施を目指す。成果指標は〇〇・〇〇とし、経済効果を可視化する。

(例③) 特色ある地域資源を活用し、広域エリアの中で独自性を高める企画を展開する。

成果指標は〇〇・〇〇・〇〇とし、差別化の改善度を定量的に測定する。

③WEB や SNS 等による情報発信

④報告書の作成

- ・事業実施後、成果指標の達成状況等の分析を行い、記載すること。
- ・報告書には、実施事業の報告だけでなく、事業の効果検証、ユーザーの反応等の結果の分析に基づき、今後あるあるプロジェクトが取り組むべき事業の提言等を示すこと。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日

(4) 事業規模

3,000,000 円（消費税込）

3 参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

- (1) 提案主体が法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等（予定）
実施要領の公表	令和8年4月28日（火） ※「あるあるプロジェクト」ホームページにて公開します。 URL「 https://www.chuosen-rr.com/ 」
質問受付期間	令和8年4月28日（火）から令和8年5月13日（水）午後3時（必着） ※質問及び回答は、令和8年5月18日（月）以降に、質問者の名を伏せて「あるあるプロジェクト」ホームページ上に掲載します。
企画提案書等の提出日時予約	令和8年5月7日（木）から令和8年5月20日（水）午後3時（必着）
企画提案書等の提出日	令和8年5月27日（水）又は5月28日（木） （両日とも8:30~17:15） ※提出日時の予約時間に企画提案書等の提出がない場合は、辞退とみなします。

第一次審査 (書類審査)	令和8年6月上旬 ※第二次審査の対象となる参加事業者を選定します。 ※第一次審査結果は全ての参加事業者に速やかに通知します。
第二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和8年6月中旬 場所・日時：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を行い、提案内容を評価します。
受託者候補者選定 結果の通知	令和8年6月下旬 ※第二次審査参加者全員に結果を通知します。

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

別紙「質問書」(様式1)に質問内容を記載の上、Eメール(PDFファイルにして添付)にて提出してください。電話での質問及び回答に対する再質問は受け付けません。

なお、提出の際は件名を「【問合せ】「中央線あるあるプロジェクト」プロポーザル質問書(事業者名)」としてください。

(2) 質問の受付先

「12 問合せ先」に同じ

(3) 受付期限

令和8年4月28日(火)から令和8年5月13日(水)午後3時まで(必着)

6 企画提案書の提出日時予約

(1) 予約の受付方法

Eメールにて、件名を「令和8年度「中央線あるあるプロジェクト」にぎわい・商機創出事業業務委託公募型プロポーザル 提出日時予約の件」とし、提出希望日時を送付してください。また、送信後は受信状況を確認するため、電話連絡を行ってください。電話にて日時を決定する予定です。

(2) 予約の受付先

「12 問合せ先」に同じ

(3) 受付期限

令和8年5月7日(木)から令和8年5月20日(水)午後3時まで(必着)

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・提出部数

別紙「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出方法

書類を事前に指定した日時に直接ご持参ください。また、区が指定した方法によりデータでもご提出ください。

(3) 提出先

「12 問合せ先」に同じ

8 受託者候補者の選定手順

「中央線あるあるプロジェクト」にぎわい・商機創出事業業務受託者候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容等を審査し、「2業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる事業者を受託者候補者として選定します。なお、「2（4）事業規模及び採用数」に定める（ア）事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

また、選定会議で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとします。

（1）評価基準

（ア）業務遂行力や業務実績に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
経営状況	・経営状況は適切であるか
業務実績	・直近5年以内に自治体又は民間との類似業務の実績があり、かつ効果的な内容であったか
業務遂行体制	・業務を遂行するための適切な業務体制及び人員が確保されているか

（イ）企画提案に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
業務の理解度	・区内 JR4 駅周辺の現状及び課題、あるあるプロジェクトの事業内容等を理解した上で、地域の魅力を生かした優良な提案を行っているか
課題及びターゲット設定	・解決すべき課題が適切に設定され、当該課題に対して最も効果が期待できるターゲットを対象とした提案であるか
企画提案力	・区内 JR4 駅周辺の地域資源を活用し、来街者の満足度及び再来訪の促進を図るとともに、課題解決につながる適切な提案となっているか ・「区内 JR4 駅周辺の街の特徴」が企画に盛り込まれているか
情報発信	・情報発信の方法や内容、規模、目標数値、ターゲットが具体的であるか ・従来の手法にとらわれない新たな発信方法を含め、JR4 駅周辺の魅力を効果的に発信する提案となっているか
効果検証	・効果検証の方法は適切であるか ・次年度以降の観光施策においても活用できるものであるか
スケジュール・実施手順・実施体制	・スケジュールと実施手順、実施体制が具体的で妥当なものであるか
企画提案書	・企画提案書は一般的に見てもわかりやすく、留意事項に沿ったものが提出できているか
費用対効果	・事業費の積算の内訳が適切であり、費用対効果の観点から最大限の効果及び事業内容の充実が図られているか
プレゼンテーション ・ヒアリング	・説明に説得力があり、区内の魅力的なコンテンツを広く発信しようという意欲、事業実施における柔軟性・主体性を感じるか ・質問に対する受け答えが的確か

（ウ）総合評価（全体を通じた総合評価）

(2) 審査方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

(ア) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で第一次審査を実施し、第一審査通過者（第一次審査配点合計の6割以上を得た事業者のうち上位2～3事業者程度）を選定します。

(イ) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査通過者に対し、選定会議で、企画提案の内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、契約を締結する受託者候補者（第一次、第二次審査の配点総合計の6割以上を取得した最上位の事業者）を選定します。

(3) 受託者候補者選定結果通知

(ア) 第一次審査結果の通知

第一次審査の結果は、第一次審査参加事業者全てに対し速やかに発送します。

また、第二次審査対象者に対しては、別途第二次審査の実施方法をお知らせします。

(イ) 受託者候補者選定結果通知

受託者候補者の選定結果は、令和8年6月下旬に全ての第二次審査参加事業者に対し発送します。

(ウ) 選定結果公表

選定結果は、後日「あるあるプロジェクト」ホームページで公表します。その際、全ての参加事業者名が公表されます（応募者が2者の場合も含む）。

なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、第二次審査による受託者候補者選定結果の公表後、非選定理由についての説明を求めることができます。

9 費用負担

本業務の実施にあたり、必要となる諸経費（関係各所との連絡調整・会場の確保・出店手続き・取材許可や画像の使用許諾・編集・校正・実施・結果報告など）は、すべて提案事業者の負担の中で実施するものとし、あるあるプロジェクトで保有する画像等の提供については、採択後の協議事項とします。

10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合

特に、応募事業者（応募予定者の関係者を含む）は、選定会議の設置から選定の通知が来るまでの間、選定会議委員及び本プロポーザルに関する事務局職員に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。ただし、以下のような場合は含まれません。

- ・実施要領に基づき、あるあるプロジェクトが実施する説明会・現地見学会等への参加
- ・実施要領に基づく、あるあるプロジェクトへの質問及び書類の提出等
- ・現に、あるあるプロジェクトと契約を締結している委託業務等の履行に必要な行為
- ・自らが構成員の一因となる団体（あるあるプロジェクトとの契約の相手方である等の利害関係がない

ものに限る。)とあるあるプロジェクトが行う事業推進に関する意見交換会等の出席(当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。)

・あるあるプロジェクトが主催する意見交換会等への出席

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 「2 (4) 事業規模及び採用数」に定める(ア)事業規模の上限額を超えた提案をした場合

(6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

11 その他留意事項

(1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。

(2) 予期せぬ災害、感染症の拡大等を理由として、本プロポーザルを実施することが困難であると選定会議が判断する場合は、選定途中であっても事業募集を中止することがあります。

(3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。

(4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。ただし、選定会議が認めた場合はこの限りではありません。

(5) 提出された企画提案書等は返却しません。また、提出された企画提案書等について、必要に応じて使用できるものとします。

(6) 企画提案書等について情報公開の請求があった場合、公開することがあります。

(7) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者とあるあるプロジェクトが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、受託者候補者とあるあるプロジェクトとの協議により最終的に決定します。

(8) 本件により選定された受託者候補者があるあるプロジェクトと契約を締結する場合には、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ「あるあるプロジェクト」の承諾を必要とします。

(9) 本件により選定された受託者候補者は、必要に応じて「あるあるプロジェクト」作業部会・実行委員会への出席、進捗状況の報告を行います。

(10) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「10 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合、若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。

(11) 会議で審査をした結果、一定の点数を満たす参加事業者がいなかった場合は、受託者候補者を選定しません。

(12) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者は、本事業の実施に当たり旅行業法等の関係法令を遵守するとともに、事故等が発生した際にはその損害等について責任を負うこととします。

(13) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合は、速やかに「12 問合せ先」に辞退届(様式7)を提出してください。

(14) 提案内容は、著作権等の権利を正当に行使できる内容としてください。また、事業実施による成果物の著作権等の権利は「あるあるプロジェクト」に帰属することを原則とし、難しい場合は別途協議を必要とします。

12 問合せ先

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 Daiwa 荻窪タワー2階

中央線あるあるプロジェクト実行委員会事務局（杉並区産業振興センター観光係）

担当 南木・橋本・岡崎・藤崎

受付時間 午前8時30分～午後5時（土、日、祝日除く）

電話 03-5347-9184（直通）

E-mail information@chuosen-rr.com